

長島・大野・常松法律事務所

URL <http://www.noandt.com>

E-mail info@noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー
TEL: 03-6889-7000 (代表) / FAX: 03-6889-8000 (代表)



ウェルスマネジメント部門の創設

400名を超える弁護士を擁し、個々の案件に応じて機動的にチームを組み、企業法務におけるあらゆる分野に対応できるワンストップファームである長島・大野・常松法律事務所。同事務所で2017年に新しく立ち上げられたのが主に富裕層の資産の管理・運用や相続・事業承継に関するリーガルサポートを提供するウェルスマネジメント部門である。

「以前から、オーナー企業の経営者や上場企業の創業家の方といった富裕層向けのサービスを提供していましたが、昨今、この分野においても国際的なスキーム構築やコンプライアンス対応の重要性が高まってきたこともあり、一つの部門として立ち上げるに至りました」(福田政之弁護士)

チームには信託を得意とする福田弁護士や税務を得意とする平川雄士弁護士のほか、家事事件の経験が豊富な元裁判官もおり、事業承継や相続をめぐる紛争の処理経験を踏まえた実践的な助言ができることは大きな強みとなっている。また、シンガポール

オフィスに常駐する弁護士もチームに加わっており、クロスボーダー案件への対応も盤石だ。

「税務と法務は切り分けが難しい代表的な分野です。かつて土業はそれぞれお互いの守備範囲しか責任を持たないということも起きていました。土業の棲み分けが重視されていた歴史的経緯を考えると、これまでは仕方なかったかもしれませんが、いまはクライアントがそれを許す時代ではありません」(平川弁護士)

「税務の観点だけ考えても、後でコンプライアンスリスクが顕在化した場合、スキームの組み替えや投資のやり直しが必要になるケースもあります。法務・税務両輪で当初から対応することで、結果的に効率の良いプランニングが可能になります」(福田弁護士)

中立的な視点で クライアントに合わせたアドバイス

同事務所では富裕層の個別事情・多様なニーズに合わせたオーダーメイドな助言と仕組みの提案を心



福田 政之 弁護士
Masayuki Fukuda

90年東京大学法学部卒業。90～91年国内金融機関勤務。95年第一東京弁護士会登録。99年ペンシルバニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。99～00年Katten Muchin Rosenman(ニューヨーク)。00年ニューヨーク州弁護士登録。同年長島・大野・常松法律事務所入所。10～13年慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(信託法)。主な取扱分野は、アセット・ファイナンスその他の金融取引、信託取引、REITその他不動産取引、アジア進出支援その他の国際取引を幅広く扱う。



平川 雄士 弁護士
Yushi Hegawa

97年東京大学法学部卒業。99年第一東京弁護士会登録。同年長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所。04年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)。05年ニューヨーク州弁護士登録。04～05年オルストン&バード法律事務所(ワシントンD.C.)の国際租税グループ。07～13年上智大学法科大学院実務家准教授(租税法)。13～17年同教授。日経弁護士ランキングの税務分野で選出(2013年・2016年)。Chambers Asiaにて選出(2011年・2017年)。租税法分野を中心に取り扱い扱う。



がけている。ビジネスの最先端を走る経営者は、相続対策でもリスクを積極的にとる思考を持つ人も少なくない。しかし、そうした要望には、税務争訟の豊富な経験がなければ適切に応えることは難しい。税務の制度の問題だけでなく、個別案件に即して想定される争訟の結果から逆算し、“攻めの相続対策”をプランニングに直接反映できることは、弁護士がこの分野に関わる大きな意義だ。

「攻める思考をお持ちのクライアントに対しては、経験に照らして裁判官はどのように考えるかを踏まえてプランを作ります。逆に、レピュテーションリスクを気にして、課税処分を受ける可能性自体の排除を望まれる方もいます。そうであれば、現場の調査官ならどのように考えるか、地に足がついた視点からの提案をすることも可能です。この分野は、クライアントそれぞれの状況や考え方の個性が高いため、あらゆる要望に対応できるようにしています」(平川弁護士)

また、金融機関がウェルスマネジメントを行う場合、その立場上、金融商品の販売や融資につながるような解決策を提案しがちであるが、依頼者の本質的な利益に必ずしも沿うとは限らない。ここで、弁護士の中立性の高さが差別化の要素となる。

「弁護士としては当然のことですが、我々は徹頭徹

尾、クライアントの利益の観点に立って、リスク分析を行います。特定の金融機関とエクスクルーシブな関係になることはありません。これは、弁護士がウェルスマネジメントに関わる大きなメリットの一つだと考えています」(平川弁護士)

信頼に根ざした海外ネットワーク

法改正が頻繁になされ、制度が毎年変化していくのが、この分野の特徴だ。近年、海外への資産移転に関する規制が厳しくなっており、クロスボーダー案件を適切にオーガナイズできる専門性とネットワークが今後ますます重要になることは自明である。

「どのスキームが適切か、コストや時間はどれくらいかかるのかを判断するにあたっては、各国の専門家の中で誰をリテインするかも重要です。当事務所の弁護士はほとんどが海外留学経験者ですし、さまざまな国際的な会合などを通じて各国に信頼に根ざしたネットワークを築いています。クライアントに最高のサービスを提供するために、各国の法律・税制の動きを注視しつつ、専門家集団の司令塔としての役割をまっとうしています」(平川弁護士)

ニューヨークオフィスの機能強化

同事務所の強固な海外ネットワークを象徴して



塚本 宏達 弁護士
Hironobu Tsukamoto

98年京都大学法学部卒業。00年第一東京弁護士会登録。同年長島・大野・常松法律事務所入所。05年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)。05～07年ワイル・ゴツェル&マンジス法律事務所(シリコンバレー)。06年ニューヨーク州弁護士登録。15年～長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス。雇用関連法、知的財産法の分野をはじめ、企業活動に関連する多様な紛争案件に関与するほか、ニューヨーク・オフィス異動後は、日系企業が米国で直面するさまざまな問題に継続的に助言している。



大久保 涼 弁護士
Ryo Okubo

99年東京大学法学部卒業。00年第一東京弁護士会登録。同年長島・大野・常松法律事務所入所。06年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)。06～08年ロープス&グレイ法律事務所(ボストンおよびニューヨーク)勤務。10年～JAXA契約監視委員会委員。主な業務分野は、プライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、金融商品取引法などの複雑な企業法務全般およびテクノロジー、宇宙関連。



いるのが、日本の大手法律事務所の中で唯一となるニューヨークオフィスである。これまで主に紛争解決、雇用関連法と知的財産法の分野に取り組んできた塚本宏達弁護士に、M&A などコーポレートとファイナンスを中心に扱ってきた大久保涼弁護士が新たにニューヨークオフィス共同代表として加わった。

「日本、米国ともに景気が良く、特に日本の銀行は資金の貸出しに積極的に金利も安くなっています。日系企業も内部留保が潤沢で、投資先を常に探し続けています。日本国内は少子高齢化が進んで市場も縮小しているため、日系企業による欧米企業の買収が増えていますし、我々に寄せられる相談も増えています。大久保弁護士が常駐することによって、このような依頼にこれまで以上に応えていくことができると思っています」(塚本弁護士)

「これまで、日本国内において日系企業が欧米企業を買収したり、欧米企業が日系企業を買収するといったクロスボーダー M&A 案件やそれらに関する資金調達案件に数多く携わってきました。契約交渉の相手も欧米企業やその国の弁護士が多く、契約書のひな形も米国・英国のものが多くありました。メールやテレビ会議システムによって、いまや場所はそれほど重要なことではなくなりつつあるとはいえ、ニューヨークオフィスで執務に当たること

によって最先端の実務を直接肌で感じられることに大きなメリットを感じています」(大久保弁護士)

トランプ政権の影響

ドナルド・トランプ氏が米国大統領に就任してから間もなく1年が経とうとしているが、自社の事業にどのような影響を与えるのか、いまだに判断に迷う日系企業は少なくないだろう。しかし、現地を感じている塚本弁護士と大久保弁護士は「日系企業にはそれほど大きな影響がなく、投資の観点で見るとむしろやりやすくなった」と口をそろえる。

「日系企業にとっての影響は、移民法の運用が厳しくなり、ビザの取得が難しくなっていることです。日系企業が米国に日本人を駐在員として送る際、以前であれば手続きがスムーズであったものが、当局から提出を求められる資料や情報が増え、最終的にはビザは発行されるものの、審査に手間がかかるようになりました。国によって差はありますが、総じてビザの取得が困難になっていると実感しています」(塚本弁護士)

「トランプ大統領は元々実業家ですので、基本的にはビジネスがしやすいように規制を緩くする方向にあるという印象です。例えば、日本の外為法に相当する外国からの投資を制限する法律や反トラスト法の運用につ

いても、基本的には緩くなっているという印象を受けています。もっとも、ここでも米国の国益や安全保障の観点で考慮され、国によって恣意的な運用が見られます。とはいえ、日本や欧米からの投資には大きな影響はないでしょう」(大久保弁護士)

中南米をもカバー

ニューヨークは中南米諸国とほぼ同じタイムゾーンにあり、各国の法律事務所やクライアントとオンラインでメールや電話のやり取りができる。中南米の法律事務所にはニューヨークに支店を構えるところも多く、中南米の著名法律事務所と日常的に交流する機会が多いという。

「メキシコはトランプ大統領の就任後、どうなるのか分からなかったことが多く、動いている案件はあるもののスローダウンしている状況です。南米に目を向けると最も相談が多いのはブラジルで、ブラジルは大統領が弾劾されるなど政治的には混乱に陥っていますが、それはそれとして経済活動は活発に動いているという“面白い”国です。このほか、アルゼンチンやチリなど、南米に関する相談は継続的に受けています」(塚本弁護士)

リーガルリスクへの初期投資の重要性

日系企業の海外進出が珍しくなくなったいまも、国民性や弁護士費用の違いについて認識が甘いと感じることが多いという。

「日本国内においても人種や性別、年齢による差別は禁止されていますが、米国においてはそれらのはっきりと明示されています。例えば、日本では当たり前とあってよい定年制も、米国では年齢による差別とみなされます。駐在員の交代など、新たに赴任された人が日本国内と同じ感覚で何気なく発した一言によって大問題が起き、さらに訴訟制度がまったく違う米国ですので思ってもいなかったコストが発生する可能性もあります。リーガルリスクを把握し、そのための投資を惜しんではならないと感じています」(塚本弁護士)

「海外企業を買収する際には子会社まで含めた各方

面からの慎重なデューデリジェンスが必要です。限定的なデューデリジェンスだけでは把握しきれないリスクが常にあります。また、いくら慎重にしても見つからない問題が潜んでいる場合もあります。それを防ぐには契約書での対応などやはりリーガルリスクへの投資を惜しまないことですが、米国の弁護士費用は日本よりも高く、コスト効率を重視する日系企業は弁護士費用に充てることができる予算が限られていることもあると思います。しかし、米国では何か問題が発生したときの損害額もまた日本と比べものになりません。リーガルリスクに対する初期投資は必要不可欠なものであるということをいままで以上に認識する必要があります」(大久保弁護士)

DATA

◆ 所属弁護士等

399名(日本弁護士373名、外国弁護士26名)(2017年12月1日現在)

◆ 沿革

2000年1月に長島・大野法律事務所と常松築瀬関根法律事務所が統合して設立

◆ 過去の主要案件

▽国内外におけるM&A案件・企業再編案件▽日本企業のアジアや北米をはじめとする海外における事業展開の支援
▽ファイナンス・資金調達案件▽不正調査・不祥事対応案件▽事業再生・倒産案件▽国際仲裁および海外争訟対応を含む紛争案件▽労使紛争等の労働法関連案件▽不動産・J-REIT関連案件▽知的財産関連取引・知財争訟案件▽独占禁止法／競争法関連案件▽税務アドバイス・プランニング、税務争訟案件▽インフラプロジェクト・資源・エネルギー関連案件▽薬事・ヘルスケア関連案件など多数

◆ 所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)

『取引ステップで考える実践的M&A入門』(2017)、『日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務』(2017)、『M&A担当者のための独禁法ガン・ジャンピングの実務』(2017)、『ニュー・ホライズン 事業再生と金融』(2016)、アドバンス会社法』(2016)、『公開買付けの理論と実務(第3版)』(2016)、『不祥事対応ベストプラクティス—実例から読み解く最新実務』(2015)(いずれも商事法務)、『会社訴訟・紛争実務の基礎—ケースで学ぶ実務対応』(有斐閣、2017)、『Q&A民法改正の要点 企業契約の新法対応50のツボ』(日本経済新聞出版社、2017)、『会社分割の法務』(中央経済社、2017)ほか多数

◆ 受賞歴

ALB Japan Law Awards 2017にてJapan Law Firm of the Yearを含む複数の部門において受賞。Chambers Global/Asia-Pacific、The Legal 500 Asia Pacific、IFLR1000、Asialaw Profiles、ALB(Asia Legal Business) Rankings等の外部機関による部門別評価において各分野にて継続的に高い評価